

社団法人富士環境保全協会定款

第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 この法人は、社団法人富士環境保全協会（以下「協会」という。）という。

(事 務 所)

第 2 条 協会の事務所を静岡県富士市に置く。

(目 的)

第 3 条 協会は、富土地域内の事業者の事業活動に伴って生ずる公害の防止に関する対策の推進をすることにより、住民の健康を保護し、生活環境を保全し、及び公害なき企業の育成に寄与することを目的とする。

(事 業)

第 4 条 協会は、前条の目的を達成するために次に掲げる事業を行う。

- (1) 公害による健康被害者の救済に関する事業
- (2) 公害の防止のために必要な法令及び技術に関する講習会及び研修会の開催
- (3) 公害の防止に関する指導及び相談
- (4) 公害の検査、調査及び研究に関する事業
- (5) 公害防止関連機器の選定及びあっせん並びにその保守管理に関する事業
- (6) 公害防止協定に係る指導及び相談並びにその履行の確保に関する事業
- (7) 生活環境の整備に関する事業
- (8) 国及び地方公共団体に対して建議陳情
- (9) その他協会の目的を達成するための必要な事業

第 2 章 会 員

(会 員)

第 5 条 協会の会員は、次の 2 種とする。

(1) 正 会 員 協会の目的に賛同して入会した個人又は法人であって特別会員以外のもの

(2) 特別会員 地方公共団体その他公共的団体

(会 費)

第 6 条 会員は、総会において定めるところにより、会費を納入しなければならない。

(入 会)

第 7 条 会員になろうとする者は、入会申込書を理事長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

(退 会)

第 8 条 会員は、退会しようとするときは、理由を付し、書面で理事長に届け出さなければならない。

2. 会員が死亡し、又は解散したときは、退会したものとみなす。

(除 名)

第 9 条 会員が次の各号の一に該当するときは、総会において、総会員の 4 分の 3 以上の同意により、これを除名することができる。

- (1) 協会の目的に反する行為をしたとき。
- (2) 協会の名誉を著しく損なう行為をしたとき。
- (3) 会費を 1 年以上納入しないとき。

2. 協会は、前項第 1 号及び第 2 号の規定により、会員を除名しようとするときは、総会の開催日の 10 日前までに、その会員に対して、その旨を書面をもって通知し、かつ、

総会において弁明する機会を与えなければならない。

(抛出金品の不返還)

第 10 条 退会し、又は除名された会員が既に納入した会費その他の抛出金品は、返還しない。

第 3 章 役員、事務局等

(役員の種類)

第 11 条 協会に次の役員を置く。

- (1) 理事長 1人
- (2) 副理事長 4人
- (3) 専務理事 1人
- (4) 理事 (理事長、副理事長及び専務理事を含む。以下同じ。)
20人以上25人以内
- (5) 監事 3人以上4人以内

(役員を選任)

第 12 条 役員は、会員又は会員たる法人 (法人でない社団又は財団を含む。以下同じ。) の役職員のうちから総会において選任する。ただし、理事にあっては3人、監事にあっては1人を超えない範囲内において、会員又は会員たる法人の役職員以外の者をそれぞれ選任することができる。

2. 理事長、副理事長及び専務理事は、理事の互選により定める。
3. 理事及び監事は、これを相互に兼ねることができない。

(役員任期)

第 13 条 役員任期は、2年とする。ただし、再任妨げない。

2. 補欠又は増員により就任する役員の任期は、前任者又は他の役員の残任期間とする。
3. 役員は、辞任した場合又は任期満了の場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(役員の職務)

第 14 条 理事長は、協会を代表し、会務を総括する。

2. 副理事長は、理事長を補佐し、あらかじめ理事長の定める順位により、理事長に事故あるときはその職務を代理し、理事長が欠けたときはその職務を行なう。
3. 専務理事は、理事長及び副理事長を補佐し、会務を掌理する。
4. 理事は、理事会を構成し、会務の執行を決定する。
5. 監事は、民法第 59 条の職務を行う。

(役員の報酬)

第 15 条 役員は無報酬とする。ただし、常勤の理事には、総会の議決を経て、報酬を支払うことができる。

(解 任)

第 16 条 役員に、役員としてふさわしくない行為があったときは、総会の議決により解任することができる。

(顧問及び参与)

第 17 条 協会に顧問及び参与を置くことができる。

2. 顧問及び参与は、理事会の推薦に基づき理事長が委嘱する。
3. 顧問及び参与は、理事長の諮問に応じ、理事会に出席して意見を述べることができる。

(専門研究部会及び専門委員会)

第 18 条 協会の事業の円滑な運営を図るため、専門研究部会及び専門委員会を置くことができる。

(事 務 局)

第 19 条 協会の事務を処理するために、事務局を置く。

2. 事務局には、事務局長その他職員若干人置く。
3. 事務局長その他の職員は、理事長が任命する。

第 4 章 会 議

(種 別)

第 20 条 協会の会議は、総会及び理事会の 2 種とし、総会は通常総会及び臨時総会とする。

(構 成)

第 21 条 総会は、会員をもって構成する。

(権 能)

第 22 条 総会は、この定款に別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画の決定
 - (2) 事業報告の承認
 - (3) その他協会の運営に関する重要な事項
2. 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の事項を議決する。
- (1) 総会の議決した事項の執行に関すること
 - (2) 総会に付議すべき事項
 - (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関すること。

(開 催)

第 23 条 通常総会は、毎年度終了後 2 ヶ月以内に招集する。

2. 臨時総会は、理事会が必要と認めるとき、又は総会員の 5 分の 1 以上若しくは監事から会議の目的たる事項を示して請求があったときに開催する。
3. 理事会は、理事長が必要と認めるとき、又は理事の 3 分の 1 以上から会議の目的たる事項を示して請求があったときに開催する。

(召 集)

第 24 条 会議は、理事長が召集する。

2. 総会を招集するには、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開会の日の7日前までに文書をもって通知しなければならない。

(議 長)

第 25 条 総会の議長は、その総会において、出席会員の中から選任する。

2. 理事会の議長は、理事長がこれに当たる

(定 足 数)

第 26 条 会議は、総会においては会員、理事会においては理事のそれぞれ過半数の出席がなければ開会することができない。

(議 決)

第 27 条 会議の議事は、この定款に別に定めるもののほか、出席した会員又は理事の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(書 面 表 決)

第 28 条 やむを得ない理由のため、総会に出席することができない会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前2条及び次条第1項第3号の規定の適用については、出席したものとみなす。

(議 事 録)

第 29 条 会議の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 会員又は理事の現在数
- (3) 出席した会員の数又は理事の氏名
- (4) 議事事項

- (5) 議事の経過の概要及びその結果
 - (6) 議事録署名人の選任に関する事項
2. 議事録には、議長のほか出席した会員又は理事のうちからその会議において選出された議事録署名人2人以上が署名押印しなければならない。

第 5 章 資産、事業計画

(資産の構成)

第 30 条 協会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産目録の記載された財産
- (2) 会 費
- (3) 事業に伴う収入
- (4) 資産から生ずる収入
- (5) 寄付金品
- (6) その他の収入

(資産の管理)

第 31 条 資産は、理事長が管理し、その方法は、理事長が理事会の議決を経て定める。

(事業年度)

第 32 条 協会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第 33 条 協会の事業計画及び予算は、理事長が作成し、総会の承認を得なければならない。

(暫定予算)

第 34 条 事業年度開始前までに予算成立しないときは、理事長は、理事会の議決を

経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入支出をすることができる。

2. 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告、決算及び財産目録)

第 35 条 協会の事業報告、決算及び財産目録は、理事長が作成し、監事の監査を経て、その年度終了後 2 箇月以内に総会の承認を得なければならない。

第 6 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 36 条 この定款は、総会において総会員の 4 分の 3 以上の同意を得、かつ主務官庁の認可を得なければ変更することができない。

(解散及び財産の処分)

第 37 条 協会は、民法第 68 条第 1 項第 2 号から第 4 号まで及び同条第 2 項の規定により解散する。

2. 総会の議決に基づいて解散する場合は、総会員の 4 分の 3 以上の同意を得なければならない。

3. 解散のときに存する残余財産は、総会の議決を経、かつ、主務官庁の承認を得て、この法人と類似の目的をもつ団体に寄与する。

第 7 章 雑 則

(委 任)

第 38 条 この定款の施行について必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て別に定める。

附 則

1. この定款は静岡県知事の許可の有った日から施行する。
2. 協会の設立当初の役員は、第 1 2 条第 1 項及び第 2 項の規定にかかわらず、別紙役員名簿のとおりとし、その任期は、第 1 3 条第 1 項本文の規定にかかわらず昭和 5 2 年 3 月 31 日までとする。
3. 協会の設立初年度の事業計画及び予算は、第 2 2 条第 1 項第 1 号及び第 2 項第 2 号並びに第 3 3 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
4. 協会の設立当初の事業年度は、第 3 2 条の規定にかかわらず、設立許可のあった日から昭和 5 1 年 3 月 3 1 日までとする。

備 考

定款の一部変更（51年8月12日から施行）

変 更 前	変 更 後
<p>第 23 条 通常総会は毎年3月及び6月に開催する。</p> <p>（事業計画及び予算）</p> <p>第 33 条 協会の事業計画及び予算は理事長が作成し、その年度開始前7日までに総会の承認を得なければならない。</p> <p>（事業報告・決算及び財産目録）</p> <p>第 34 条 協会の事業報告・決算及び財産目録は理事長が作成し監事の監査を経てその年度終了後3ヶ月以内に総会の承認を得なければならない。</p>	<p>第 23 条 通常総会は毎年度終了後2ヶ月以内に招集する。</p> <p>第2項及び第3項は変更なし。</p> <p>（事業計画及び予算）</p> <p>第 33 条 協会の事業計画及び予算は理事長が作成し、総会の承認を得なければならない。</p> <p>（事業報告・決算及び財産目録）</p> <p>第 34 条 協会の事業報告・決算及び財産目録は理事長が作成し監事の監査を経てその年度終了後2ヶ月以内に総会の承認を得なければならない。</p>

定款の一部変更（52年9月1日から施行）

変 更 前	変 更 後
<p>（役員の種類）</p> <p>第 11 条 協会に次の役員を置く。</p> <p>(1) 理事長 1人</p> <p>(2) 副理事長 3人</p>	<p>（役員の種類）</p> <p>第 11 条 協会に次の役員を置く。</p> <p>(1) 理事長 1人</p> <p>(2) 副理事長 4人</p>

(3) 専務理事 1人	(3) 専務理事 1人
(4) 常務理事 1人	(4) 常務理事 1人
(5) 理事(理事長、副理事長、専務理事及び常務理事を含む。以下同じ)	(5) 理事(理事長、副理事長、専務理事及び常務理事を含む。以下同じ)
(6) 15人以上20人以内	(6) 20人以上25人以内
(7) 監事 3人以上4人以内	(7) 監事 3人以上4人以内

定款の一部変更(60年8月7日から施行)

変 更 前	変 更 後
<p>(役員の種類)</p> <p>第11条 協会に次の役員を置く。</p> <p>(1) 理事長 1人</p> <p>(2) 副理事長 4人</p> <p>(3) 専務理事 1人</p> <p>(4) 常務理事 1人</p> <p>(5) 理事(理事長、副理事長専務理事及び常務理事を含む。以下同じ。)20人以上25人以内</p> <p>(6) 監事 3人以上4人以内</p> <p>(役員の選任)</p> <p>第12条 役員は、会員又は会員たる法人(法人でない社団又は財団を含む。以下同じ。)の役職員のうちから総会に</p>	<p>(役員の種類)</p> <p>第11条 協会に次の役員を置く。</p> <p>(1) 理事長 1人</p> <p>(2) 副理事長 4人</p> <p>(3) 専務理事 1人</p> <p>(4) 理事(理事長、副理事長及び専務理事を含む。以下同じ。)20人以上25人以内</p> <p>(5) 監事 3人以上4人以内</p> <p>(役員の選任)</p> <p>第12条 役員は、会員又は会員たる法人(法人でない社団又は財団を含む。以下同じ。)の役職員のうちから総会に</p>

において選任する

ただし、理事にあっては3人、監事にあっては1人を超えない範囲内において、会員又は会員たる法人の役職員以外の者をそれぞれ選任することができる。

2. 理事長、副理事長、専務理事及び常務理事は理事の互選により定める。

3. 理事及び監事は、これを相互に兼ねることができない。

(役員の職務)

第14条 理事長は、協会を代表し、会務を総括する。

2. 副理事長は、理事長を補佐し、あらかじめ理事長の定める順位により、理事長に事故あるときはその職務を代理し、理事長が欠けたときはその職務を行なう。

3. 専務理事は、理事長及び副理事長を補佐し、会務を掌理する。

4. 常務理事は、理事長、副理事長及び専務理事を補佐し、常務を処理する。

5. 理事は、理事会を構成し、会務の執行を決定する。

6. 監事は、民法第59条の職務を行な

において選任する。

ただし、理事にあっては3人、監事にあっては1人を超えない範囲内において、会員又は会員たる法人の役職員以外の者をそれぞれ選任することができる。

2. 理事長、副理事長及び専務理事は理事の互選により定める。

3. 理事及び監事は、これを相互に兼ねることができない。

(役員の職務)

第14条 理事長は、協会を代表し、会務を総括する。

2. 副理事長は、理事長を補佐し、あらかじめ理事長の定める順位により、理事長に事故あるときはその職務を代理し、理事長が欠けたときはその職務を行なう。

3. 専務理事は、理事長及び副理事長を補佐し、会務を掌理する。

4. 理事は、理事会を構成し、会務の執行を決定する。

5. 監事は、民法第59条の職務を行なう。

う。	
----	--

定款の一部変更（平成 17 年 7 月 1 日から施行）

変 更 前	変 更 後
<p>（追加）</p> <p>第 3 4 条 ~ 第 3 7 条</p>	<p>（暫定予算）</p> <p>第 3 4 条 事業年度開始前までに予算成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前年度の予算に順次収入支出をすることができる。</p> <p>2 . 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。</p> <p>第 3 5 条 ~ 第 3 8 条</p>

細 則

専門研究部会の組織および運営

(部 会)

第 1 条 本会の、事業の円滑な運営を図るため、次の部会を置くことができる。

- (1) 大 気 部 会
- (2) 水 質 部 会
- (3) 水 資 源 部 会
- (4) 騒 音 振 動 部 会
- (5) 産 業 廃 棄 物 部 会
- (6) 技 術 部 会
- (7) 厚 生 部 会

2. 会員は関係する部会に属する。

3. 会員は保有する特定施設が2以上の場合には2以上の部会に所属できる。

(部会長および副部会長)

第 2 条 部会に部会長1人及び副部会長3人以内を置く。

2. 部会長および副部会長は部会において互選する。

(部会長および副部会長の職務)

第 3 条 部会長は部会を代表し会務を総括する。

2. 部会長は部会の会議を招集しその議長となる。

3. 部会長は理事会に出席して当該部会に関する事項について意見を述べる
ことができる。

4. 副部会長は部会長を補佐し部会長に事故あるときはその職務を代行し部会長
が欠員のときはその職務を行う。

(部会の決議の効力)

第 4 条 部会の決議は理事会の承認を得て本会の決議とすることができる。

(総会への報告)

第 5 条 部会長は部会の会務の状況を毎事業年度少なくとも 1 回総会に報告しなければならない。

(準用規定)

第 6 条 第 2 6 条 (定足数) および第 2 7 条 (議決) の規定は部会について準用する。

2 . 第 1 3 条 (役員任期) の規定は部会長および副部会長について準用する。